

■ 『岸和田市新庁舎整備基本計画（令和4年度改定版）』（案）に関する市民説明会の結果

開催場所	福祉総合センター	東岸和田市民センター	桜台市民センター	八木市民センター	春木市民センター	山直市民センター
開催日	令和5年1月11日(水)	令和5年1月12日(木)	令和5年1月14日(土)	令和5年1月15日(日)	令和5年1月17日(火)	令和5年1月18日(水)
時間	19:00~20:00	19:00~20:00	10:00~11:00	10:00~11:00	19:00~20:00	19:00~20:00
会場	大会議室	講座室1	講座室1	講座室1	多目的ホール①・②	講座室1
参加者	15名	7名	12名	12名	19名	19名
傍聴	—	2名	3名	1名	1名	3名
事務局	副市長、総務部長、 庁舎建設準備課長、課員（4名） 委託事業者（2名）	総務部長、 庁舎建設準備課長、課員（4名） 委託事業者（2名）	総務部長、 庁舎建設準備課長、課員（4名） 委託事業者（2名）	総務部長、 庁舎建設準備課長、課員（4名） 委託事業者（2名）	総務部長、 庁舎建設準備課長、課員（4名） 委託事業者（2名）	総務部長、 庁舎建設準備課長、課員（4名） 委託事業者（2名）

『岸和田市新庁舎整備基本計画（令和4年度改定版）』（案）について ※詳しくは、資料『岸和田市新庁舎整備基本計画』改定の概要を参照。

第1章：新庁舎整備必要性の検討経過、現況把握

① 新庁舎整備必要性に関する検討経緯

平成25年度：現庁舎の現状・課題（老朽化、耐震性能不足、狭あい化、バリアフリー未対策等）から、岸和田市庁舎建替庁内検討委員会報告書を作成

平成30年度：建設候補地（福祉総合センター敷地・現庁舎位置）の評価を行い、現庁舎位置で建替えることを決定

令和元年度：岸和田市新庁舎整備基本計画を策定

令和2年度：設計施工業務公募型プロポーザルの実施、工事請負契約議案が否決

令和3年度：基本計画の整備方針や導入機能・性能を受け継ぎつつ、事業の見直しを検討（議案否決後における検討の方向性）

令和4年度：現地1棟案を進めることを庁舎建設特別委員会へ報告し承認を得る。基本計画の改定作業を行う

② 対象敷地の概要

I 対象敷地 新庁舎建設予定地 ⇒ 第二来庁者用駐車場敷地：3,424.21 m²、上下水道局駐車場敷地：1,106.24 m²

駐車場等整備予定地 ⇒ 現本庁舎敷地：5,247.71 m²

※ いずれの敷地も、用途地域は近隣商業地域（建蔽率：80%、容積率：300%、準防火地域に指定）

II 土地利用上の留意点（令和元年度策定時から追加した項目）

・高潮（高潮浸水ハザードマップ更新に伴う浸水想定（府道堺阪南線沿いの上下水道局駐車場敷地部分が、0.5~3.0m未満の浸水想定））

⇒電気室やサーバー室等の重要な諸室は、浸水した場合でも影響のないよう上層部に確保することや、浸水想定がある部分には執務室を配置しない等の対策を行う。

・大阪湾南東岸断層（対象敷地付近）

⇒有識者（関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長・特別任命教授 河田恵昭 教授）に話を伺い、断層線の直下に震源があるのではなく、断層線上にだけ被害が起こるものではないとのことから、地震そのものへの対応策を考え、耐震性のない現庁舎をできるだけ早期に建替えることが必要であり、耐震性を十分確保して建設することとする。

第2章：新庁舎整備方針の検討

①新庁舎の基本理念・基本方針 ※令和元年度策定時の考え方を踏襲しつつ、「ウィズコロナ」を見据えた新庁舎のあり方について機能・性能を追加

I 基本理念 ⇒ 「来庁者に、働く者に。“効率的で全てにやさしい”新庁舎」

II 基本方針 ⇒ 「分かりやすく効率的かつ柔軟な庁舎」 : 「窓口機能」、「執務機能」、「議会機能」

「市民生活の安全と安心を支える庁舎」 : 「防災拠点機能」、「セキュリティ機能」、「ユニバーサルデザイン」

「周辺環境と調和し、みんなから親しまれる庁舎」 : 「環境への配慮」、「歴史・文化・景観への配慮」、「市民交流・情報発信機能」

②ウィズコロナを見据えた新庁舎のあり方について機能・性能

I 庁内無線通信環境の整備 ⇒ 有線LANによる場所の制約をはずし、リモートワークやモバイルワークなど多様な働き方を可能にする整備を行う。

II 感染症対策 ⇒ 十分な換気機能の確保のほか、自動水栓、抗ウイルス材の採用等、感染症対策を行う。

III 空間のフレキシブル性 ⇒ ユニバーサルレイアウトを採用したオープンスペースとし、空間を柔軟に使う。

第3章：新庁舎の施設計画

① 新庁舎の規模

I 新庁舎予定職員数：603人（特別職・短時間会計年度任用職員除く）

説明
内容

	<p>※ 本庁舎以外に執務室のある部署（人権・男女共同参画課、環境保全課、廃棄物対策課、文化国際課、生涯学習課）の集約を見直した後の令和4年度時点の職員数</p> <p>Ⅱ 庁舎規模の算定：13,399.12㎡（地上6階想定）</p> <p>※ 外部部署集約の見直し、執務室の余白率の見直しにより、令和元年度計画策定時から面積を縮減</p> <p>Ⅲ フロア構成・諸室の主な考え方 ※配置の詳細は基本設計時に確定させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層から中層に窓口業務の多い部署を配置し、総合窓口機能化を図る。 ・危機管理に関する部署や災害対策本部室は、緊急時の対応に配慮し、上層に配置する。 ・会議室は使用目的に応じて間仕切りを変更できる可動式間仕切りとする。 ・議場は、天井高が高く、広い空間が必要になるため、最上階に配置する。 <p>※ 別館、第2別館は、令和元年度策定の『岸和田市新庁舎整備基本計画』の考えに基づき、現施設を継続して使用するものとする。</p> <p>② 配置計画と動線計画</p> <p>Ⅰ 駐車場は現庁舎敷地に整備することとするが、庁舎の車寄せや駐輪場の一部は新庁舎敷地内に確保する。</p> <p>Ⅱ 来庁者用駐車場は現庁舎の解体後、人工地盤により第一来庁者用駐車場と同じ高さで整備する。</p> <p>Ⅲ 来庁者用駐車場は、府道堺阪南線及び市道沿岸城線の交通量と安全面に配慮し、市道岸城町5号線から進入することとする。</p> <p>③ 建替計画</p> <p>Ⅰ 第1段階 対象敷地内既存施設の撤去：第2来庁者用駐車場・上下水道局倉庫・公用車庫を解体</p> <p>Ⅱ 第2段階 新庁舎建設：新庁舎の整備（移転）、庁舎機能を新庁舎へ移転後、運用開始</p> <p>Ⅲ 第3段階 旧庁舎解体撤去</p> <p>Ⅳ 第4段階 駐車場整備：駐車場（平面・人工地盤）を整備</p> <p>第4章：新庁舎建設の事業計画</p> <p>① 概算事業費</p> <p>総事業費：99.9億円（設計費：5.7億円、工事費81.1億円、その他経費4.0億円これらに消費税率を乗算）</p> <p>財源：地方債（一般単独事業債等）67.8億円、庁舎建設基金等32.1億円</p> <p>② 事業手法</p> <p>発注方式：デザインビルド（基本・実施設計一括型）</p> <p>③ 事業スケジュール</p> <p>令和5年度：発注準備 ⇒ 令和6年度：基本設計 ⇒ 令和7年度～：実施設計・工事開始 ⇒ 令和10年度：新庁舎の供用開始 ⇒ 現庁舎解体・駐車場整備（令和11年度完了予定）</p>
--	--

1 新庁舎整備必要性の検討経過、現況把握	
市民の主なご質問・ご意見	ご質問・ご意見に対する回答・考え方
<p>検討経過</p> <p>① 現地で建替えることが決まったのはいつか。</p>	<p>平成30年度に建設候補地について評価を行い、現庁舎位置で建て替えることを決定しています。令和元年度には、現庁舎位置で建て替えるための新庁舎整備基本計画を策定し、令和2年3月に、この計画に基づいた新庁舎整備のための継続費予算を議会で議決いただきました。その後、業者選定過程の中で仮契約を本契約とする議決が得られませんでした。現庁舎位置で建て替えることについては否定されておらず、議会において合意された現地建て替えの方針は、現在も基本となっています。</p> <p>令和4年度に改めて現地1棟案を進めることを庁舎建設特別委員会へ報告し、基本計画の改定を進めているところです。</p>
<p>現庁舎の現状と問題点</p> <p>① 市役所に先日日用事で行ったが、ひどい環境で仕事をしている。もうちょっと整備された環境で仕事をしてもらった方が良く思う。</p>	<p>現本庁舎はいたるところが狭あい化しており、人が活動したり、モノを収納したりするスペースが十分に確保されていない状態で、根本的な改善が難しい状況であることから、新庁舎建設の早期実現が期待されます。現状についても、少しでも環境が良くなるよう、関係課と連携・協力し、ペーパーレス化・業務のデジタル化・オンライン化等スペース改善の取組みを進め、良好な職場環境を目指します。</p>

② 前計画策定後から今の庁舎でペーパーレス化などの整備はこれまで全くしてこなかったのか。	新庁舎整備基本計画では、文書量削減目標に基づき、新庁舎の文書の保管・保存スペースの床面積を算定しています。現在、新庁舎移転に向けて文書削減の取組みを進めているところです。
敷地概要の整理	
① 市役所の位置は、交通の便が良い、大きな道に面している、あるいは駅に近いところにあった方が利便性良く、アクセスしやすいので全体にとっては良いのではないか。	平成 30 年度に建設候補地について評価を行い、現庁舎位置で建て替えることを決定しています。現状、第 3 次生活圈ごとに市民センターを配置し、行政サービスの利便性は確保していますが、今後はさらに、自治体 DX の進展と合わせ、行政手続きのデジタル化やオンライン化を進めることで、来庁しなくても手続き可能なものが増えるとともに、市民センターでのサポート体制を強化し、利便性の向上を図ります。
② 建設地に隣接して民有地があり、いびつな形状の敷地のまま建設を進めることになるから、用地買収して進めるべきではないか。	土地所有者との協議を踏まえ、現時点では、用地買収を行わない方向で計画を進めています。
土地利用上の要件	
① 活断層が判明する前に今の場所に決まったのだから、安全性はどうかもう一度考えてほしい。	関西大学社会安全学部社会安全研究センター長、特別任命教授の河田恵昭教授にお話を伺い、確認を取った上で説明しています。
② 活断層の専門家に聞いたら、活断層のそばはぐにゃぐにゃに地層が動くから避けた方が良い、遠く離れるほど耐震は大丈夫と言っていた。活断層から離れるのが基本である。	国土地理院の活断層図にある断層線とは、地表面と地下の断層面の交線で、断層面そのものは断層線の位置から地下へ斜めに広がっているもので、震源となる断層の位置は、一般的に地下 5km から 10km の深さにあり、断層線の直下に震源があるのではないということ。また、地震は断層深部の岩盤の割れ目の崩壊が震源となり、断層を覆う地層全体に振動が広がるので、断層線上だけに被害が起こるものではないということです。本市の判断といたしましては、断層線だけに注目し、そこだけを避けるということではなく、地震そのものの影響を勘案して、建築基準法に準拠し、耐震性ある庁舎で対応することといたします。
③ 活断層について、1 人の学者の意見だけで安心できるものではないので、複数意見を聞くべきである。	現在、他の学識経験者に対してご意見を伺っているところです。
④ 津波が想定されるが、市役所が水浸しになって市民を守ることができるのか気になる。	津波ハザードマップ上では、本庁舎・別館・第二別館に津波の浸水域及び浸水深は示されていません。新庁舎は現在の建築基準法に準拠し、耐震性及び安全性を求めた設計を行い、災害対策本部として設備や機器などの強化を図りつつ、防災拠点として機能するようにします。
⑤ 高潮で旧 26 号線まで水がくれば道路が通行できなくなり、職員が参集できないと、災害拠点になり得ないのではないか。	高潮により旧 26 号線（府道堺阪南線）が浸水し通行不能となった場合、当該道路は緊急交通路ですので、道路管理者である大阪府に連絡し、緊急に復旧することとなります。職員は業務継続計画に基づく参集体制を整え、到達可能な経路から登庁することになっております。

2 新庁舎整備方針の検討	
市民の主なご質問・ご意見	ご質問・ご意見に対する回答・考え方
新庁舎整備の基本方針	
① 建設資材が高騰している中で、なかなか費用を抑えていくというのは難しいと思うので、豪華な華麗な庁舎ではなくて、コンパクトでシンプルだけでも使い勝手のいい庁舎としてほしい。	過剰な投資にならないよう効率的でコンパクトな施設を前提として、利用する市民、働く職員にとっても、生活・活動をより良いものにする存在となることを目指します。
新庁舎の導入機能・性能の検討	
① 今はもう仕事を休んで役所へ行って、行政サービスの申請をするという時代ではなく、デジタル化・オンライン化を進めて、わざわざ休んで役所に行かなくても、在宅でもいろんなサービスを申請したり相談したりできる時代になっていくのだろう、またそういう時代になっていかなければと思う。そういう意味では庁舎がどこにあっても、そういうサービス機能が充実すれば不便はないと思う。	新庁舎建設と並行し、自治体 DX の進展と合わせ、行政手続きのデジタル化やオンライン化を進めることで、来庁しなくても手続き可能なものが増えるとともに、市民センターでのサポート体制を強化し、利便性の向上を図ります。
② 窓口機能について、「デジタルデバイドの対策として、支所、市民センターと連携したサポート体制を構築」とあるが、新庁舎ができた場合、市民センターで今まで以上の手続きができるようになるのか。	
③ 昔の建物だと、コンクリートで間仕切って作っていると思うが、変更しやすいような材質で間仕切りしておくのと良いと思う。	新庁舎の執務室は、ユニバーサルレイアウトを採用したオープンスペースを基本とし、会議室や打合せスペースは可動式の間仕切り等で、多様な利用が行えるよう考えています。
④ 非常発電機を何日稼働できるように設計しているのか。	非常用電力は、災害対策本部の機能維持及び庁舎機能の業務継続のために、必要最低限の電力で 72 時間程度確保するよう考えています。
⑤ 停電した時でも窓口業務はある程度出てくると思うので、各フロアで UPS 系統と非常発電系統を確保できるように設定してもらったほうが良いと思う。	業務継続計画の観点から必要な機能を求めてまいります。
⑥ 建物を建てた時は受水槽があると思うが、別で災害用の受水槽を作ってほしい。	
⑦ 水槽関係の給水方式で、加圧給水方式があるが、停電してしまうと水を送ることができなくなるので、必ず高架水槽に水を送るようなシステムにしておいてほしい。	
⑧ 坂の所に作るべきじゃなく平面で建てるべき。シニアカーで行っても入れるぐらいの庁舎でないといけない。	ユニバーサルデザインに十分配慮した計画とします。

<p>⑨ 危機管理に関して部署を上層階に配置する理由を教えてください。停電してエレベーターも使えなかったという時に、5階、6階とかのところで大丈夫なのか。</p>	<p>平常時は市民窓口を利用しやすくするため、低層から中層には窓口業務の多い部署を配置しています。災害発生時は、直ちに災害対策本部として機能できるよう、緊急時の対応・決定事項の即時伝達に配慮し、上層に位置する大型の会議室や特別職の諸室に近くなるよう上層階に配置する計画です。上層階の対応については、停電時の電力供給も含め検討します。</p>
---	--

3 新庁舎の施設計画	
市民の主なご質問・ご意見	ご質問・ご意見に対する回答・考え方
<p>新庁舎に配置する部署</p> <p>① 別館・第2別館には道路関係、水道局関係が執務しているが、災害の有事のときに機能するのか。新庁舎へ集約することは考えていないのか。</p>	<p>現状でも、別館及び第二別館を含め、有事において業務継続できるよう考えています。新庁舎に全機能を集約した場合、事業費が大きくなりすぎるため、令和元年度の基本計画時においても新耐震基準で建設された別館及び第二別館を継続して活用しつつ、喫緊の課題である耐震性のない新館、旧館を建て替えるものとしています。</p>
<p>新庁舎の配置計画</p> <p>① 現庁舎を解体して駐車場にするとした場合、新庁舎が完成した時に、駐車場に車を停めた人はこなから坂を横断して新庁舎に行くのか。それとも旧26号線まで下がって回るのか、あるいはこなから坂の地下をくりぬくのか。市民の側に立った駐車場であってほしい。</p>	<p>計画案では駐車場から新庁舎までの最短経路のイメージとして記載していますが、具体的な動線計画については、事業提案内容及びその後の設計において具体化しますので、市民の皆さまにとって利用しやすい駐車場となるように検討します。</p>
<p>新庁舎の構造計画</p> <p>① 今の建築基準法の耐震基準は直下型地震に対応していないのに、建築基準法で地震にある程度対応できるといふふうに考えているのか。</p> <p>② 建物の強度について、擁壁を横に築いてその上に6階はかなり重量物だと思うが、斜面地をどのように利用するのかかわからないが、日照の問題とか様々あるが、建設することが本当にできるのか。</p>	<p>耐震基準は大きな地震があるたびに更新されてきており、対応していないわけではありません。建築基準法を遵守し、さらに国土交通省が定める官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の耐震安全性の分類最上位である、構造体「I類」で増強させることで対応可能と考えています。</p> <p>技術的にも法規制上も、本計画案の内容で建設可能と考えています。</p>
<p>建替計画</p> <p>① 同じ場所に建て替える場合はそこで今までしている仕事、新庁舎ができるまでの間どこかで建物を借りて執務しないといけないのか。</p> <p>② 現在地で、まだ今ある既設の庁舎を使いながら市民のサービスを考えながら工事を進めていくとなると、市民にも迷惑だし工事を行う人達も危ないし危険が伴う。工事を行う人達の安全安心も難しいし、市民の安全安心も難しいように思う。</p>	<p>計画案では、第二来庁者用駐車場敷地及び上下水道局駐車場敷地に新庁舎を建設移転後に現庁舎を解体する計画ですので、仮設庁舎の建設や仮移転はありません。</p> <p>施工時には、本庁舎を利用する市民や新庁舎の工事を行う人達にとって安全安心が保たれるよう、業務工程計画を求めます。</p>
<p>新庁舎のイメージ</p> <p>① 庁舎イメージ図では、敷地に対して建物が大きすぎないか。建物内のイメージ図も、床面積に対して広すぎるように思う。他市事例の写真も載っているが、機能全てがこの床面積で全て入りきるのか。</p> <p>② 庁舎イメージ図では、ガラス張りの建物に見えるが、窓ガラスは耐震性のある強化ガラスにするのか。</p>	<p>庁舎のイメージ図については確定したものではありません。イメージしやすいように参考例として掲載しているもので、事業提案内容及びその後の設計において変わるものと考えています。</p>

4 新庁舎建設の事業計画	
市民の主なご質問・ご意見	ご質問・ご意見に対する回答・考え方
<p>概算事業費の算定</p> <p>① 重たい電気室を2階や3階にあげるとなると、床を強化しないとイケなくなるから、工事費が増嵩するのではないのか。</p> <p>② 100億円近いお金をかけるものではない。貝塚市のように60、70億でできるのではないのか。</p> <p>③ 資材費が高騰し、人件費も上げていこうという中で、高騰分が事業費の試算に含まれているのか。これ以上事業費が増えることはないのか。</p> <p>④ 99億円で建設できるなら、最初から何故99億円の計画にしなかったのか。</p>	<p>建設費概算については、2022年8月下旬時点のJBCCI（ジャパン・ビルディング・コスト・インフォメーション：一般財団法人建設物価調査会が運営する建築費の価格情報サービス）単価を基に、現在の市況を踏まえた算定を行っています。契約額内での事業費執行を原則とし、可能な限り増嵩を抑制するよう努力しますが、著しい物価変動による費用の増減については、事業者との交渉による調整は考えるものとなります。</p>
	<p>前回の基本計画は、本庁舎以外に執務室のある部署も集約し、仮設庁舎を利用して標準的な執務空間による約15,400㎡の2棟建てとしていましたが、今回の計画では、市町村役場機能緊急保全事業の制度終了に伴い、事業費の圧縮の必要性和コロナ禍による働き方の多様性も踏まえ、本庁舎以外に執務室のある部署の集約をやめ、働き方の多様性も勘案し、執務室の大きさに工夫を入れて建設方法を見直した上で、約13,400㎡の1棟建てとしたものです。</p>

事業の財源	
① 国からの助成金なしで新庁舎を建てるのか。	国・府への制度要望を行いつつ、今後、基本設計により建物の詳細及び導入設備を決定した時点で有利な条件となる財源を探すとともに、各種補助制度も検討し、可能なものの活用を図り、さらなる特定財源の確保を目指します。
事業手法の検討	
① 今回もデザインビルドで行うということだが、設計施工会社を決定するタイミングはいつになるのか。透明性のある審査・決定方法であれば嬉しいが、そういう計画を持っているのか。	令和 5 年度に、設計施工事業者を決定するための事業者公募を行う予定です。透明性のある審査・決定方法により、取組みを進めてまいります。

《その他》	
市民の主なご質問・ご意見	ご質問・ご意見に対する回答・考え方
① 福祉センターでの 1 棟案はなかったのか。	<p>令和4年度新庁舎予算案に対する議会において、「現庁舎の位置に加えて、候補地選定外となった福祉総合センター横敷地を活用し、別棟も建設することが検討されております。それは、これまでの選定経過を踏まえた選定理由を覆すものであることから、我々が承認した新庁舎整備基本計画から大きく逸脱していると言わざるを得ません。しかしながら、今般、その予算の執行が可となったことから、その選定外となっている福祉総合センター横敷地の活用を含めた見直しを検討するのであれば、それぞれの敷地において1棟建ても含めた計画策定を行うことを求めるため」との提案理由により、「今回の庁舎建替事業に計上されている計画策定委託料の執行に当たっては、現庁舎位置の建て替え並びに福祉総合センター横敷地での1棟建てを加えた計画策定を行うこと」とする附帯決議が上程され、本決議案に対する反対討論を経て、採決の結果、賛成多数となり令和4年度岸和田市一般会計予算に対し本決議を付すことに決められました。</p> <p>予算の執行に際しましては、議会の附帯決議を受け止め、検討を重ね、予算可決後の4月20日の庁舎建替庁内検討委員会で、現地1棟案及び現地と福祉総合センター横敷地を活用した分棟案に加え、分棟案の中で附帯決議を踏まえた福祉総合センター横敷地での1棟建ても含めて検討し、現地1棟案が、特に現新庁舎整備基本計画により沿った改定内容であるかという点において、これまでの経緯を踏まえても問題ない一方で、分棟案については、議会において現新庁舎整備基本計画から大きく逸脱しているとの指摘があること、また、附帯決議の福祉総合センター横敷地での1棟建てについても、現新庁舎整備基本計画から大きく逸脱していること、また、現地1棟案は新庁舎と別館や第2別館とが庁舎群としてまとまりを有する一方で、分棟案や附帯決議での建設は機能分散の課題が解消されないデメリットが大きいと判断され、結論として、現地1棟案を進めることとし、5月13日の庁舎建設特別委員会において、このことを報告し、承認をいただき、現地1棟案で新庁舎整備基本計画の改定を進める作業に入りました。</p>
② 都市公園法第16条の1に廃止できる条件として、公益上の必要がある場合廃止できると書いてある。また、静岡県静岡市、清水市は候補地であった都市公園に代替地が無くても建てているようなので、公益上の必要がある場合は、代替地が無くても良いのではないのか。	都市公園用地の活用については、平成25年の庁舎建替庁内検討委員会報告書作成時に、都市公園も候補地として検討しましたが、開設済の公園は、災害時の避難場所にもなっているため難しいという判断とともに、廃止される都市公園の機能を代替地で実施させる必要性も勘案し、都市公園での庁舎建て替えは困難であると、その時点で判断しています。
③ 大きなお金がかかるのだから、議会で決めるのではなく、住民投票をするべき。	住民投票については、地方自治法に基づく条例制定の直接請求による手続き、及び岸和田市住民投票条例による手続きに関して実施可能です。
④ 今の場所に建てるメリット・デメリットを整理して、市民にわかりやすく伝えてもらって、だから今の場所に建てるのが良いですよと言う風に説明していただいた方がいいのかなと思う。	今の場所に建てるメリット・デメリットについては、平成30年度に建設候補地について評価を行った際に、評価項目として整理、定性的な評価も含め、総合的に判断して現在地で建てることを決定しています。今後ともわかりやすい説明を心掛けてまいります。
⑤ 市庁舎というのは、これからは情報の発信地、市庁舎＝メディアじゃないかと思う。岸和田住民はワクワクするような気持ちになるような、そういう1つの物語のある市庁舎を作って欲しい。岸和田をどう改善していくのか、子どもたちにとって岸和田に住んでよかったというような発想で、市庁舎を作っていただければ魅力のあるまちができるのではないかと思う。	市民の皆さまにとって、新庁舎が魅力あるものとして思っただけのよう、計画を進めてまいります。